

建設委員長報告に対する討論

私は、ただいまの建設委員長報告のうち、議案第 37 号、並びに、第 39 号に反対し討論をおこないます。

まず、議案第 37 号、水道事業会計暫定予算案についてです。水道料金については、これまで、できるだけ縮小するが、2008 年度から赤字分を値上げすることでした。今年度の収支見込については、本会議における私の質疑に、1 億 5,000 万円の赤字を見込んでいるとの答弁がありました。このままでは、来年度 1 億 5000 万円の値上げとなりかねません。水道料金の滞納総額は今年度 4,000 万円にのぼると見込まれる、給水停止処分は昨年度、月ほぼ 200 件、年間 2400 件、給水停止処分を受けた世帯が、水がなくてどのように暮らしているかについて、状況を把握することもないという答弁がありました。ところで、昨年 2 月、岩崎浄水場高度浄水処理施設建設工事をめぐる談合事件が明らかになり、水道事業管理者は 6 月、我が党の本田文吉議員の一般質問に、「もし賠償請求および告訴をしなきゃならんという事態が判明したならば、それ相当の損害賠償請求を講じなきゃならない」と答弁しました。その後、9 月には、関係業者と元庄内町議の有罪が確定しました。その後、損害賠償請求を決断するのに必要な岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事にかかわる事件に関する調査報告書を取りまとめましたが、公表しないままです。巨額の税金が食べ物にされたことが明らかになったにもかかわらず、今なお、損害賠償請求はおこなわれていません。合併とともに、穂波の 70 歳以上の一人暮らしの方に対する減免制度が廃止され、「いいづか広報」7 月号に、「給水停止処分の実施」という記事を掲載しました。

市民に対しては、水道料金の滞納を理由に命の水を一律に給水停止し、後は知らないという厳しい態度を続ける一方、巨額の税金を食べ物にした関係業者と元庄内町議には損害賠償をせずに赤字を埋めないまま、水道料金の引き上げるやり方は認められず、私は、今回の専決処分には反対です。

次に、議案第 39 号、下水道事業会計暫定予算の専決処分については、市民にとって負担の思い下水道使用料の改善が見られず、賛成できません。